

「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」 開催要綱

令和元年 11 月 14 日
文化庁長官決定

1. 目的

侵害コンテンツのダウンロード違法化について、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請がバランスよく並び立つ、適切な制度設計等について検討を行うほか、併せて、リーチサイト対策の在り方等について検討を行う。

2. 名称

本検討会は、「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」と称する。

3. 検討事項

本検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する制度設計等
- (2) リーチサイト対策の在り方
- (3) その他

4. 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料及び議事録は、原則として、文化庁のウェブサイトに掲載することにより公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が特に必要と認める場合には非公開とする。

6. 庶務

本検討会の庶務は、文化庁著作権課において行う。

(別紙)

「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」
構成員名簿（敬称略）

赤松 健 公益社団法人日本漫画家協会常務理事

大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

荻野 幸太郎 特定非営利活動法人うぐいすりボン理事

河野 康子 一般社団法人日本消費者協会理事，NPO 法人消費者スマイル基金事務局長

後藤 健郎 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）代表理事

田村 善之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(座長) 土肥 一史 一橋大学名誉教授，弁護士

萩原 恒昭 日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会部会長代行，凸版印刷株式会社法務・知的財産本部顧問

福井 健策 骨董通り法律事務所 弁護士

堀内 丸恵 出版広報センター副センター長，株式会社集英社社長

前田 哲男 染井・前田・中川法律事務所 弁護士

和田 俊憲 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(以上12名)